

実包等管理帳簿

自	年	月	日
至	年	月	日

保管期日	年	月	日
帳簿は、最終記載日から3年間保存してください。			

住 所	
氏 名	
電話番号	

《帳簿記載は銃砲刀剣類所持等取締法第10条の5の2で義務付けられています。受払の都度記帳してください。》

※ 猟銃等所持許可の更新期間は、許可を受けた日から3回目の誕生日の2ヶ月前から1ヶ月前までの間です。

銃砲刀剣類所持等取締法

第10条の5の2

第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し^{*1}、交付され^{*2}、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

※1 保管委託する場合をいう

※2 保管委託した実包を払い出す場合をいう

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則

第87条

法第10条の5の2の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

1. 実包を製造した場合 製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日
 2. 実包を譲り渡した場合 譲り渡した実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名
 3. 実包を譲り受けた場合 譲り受けた実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名
 4. 実包を交付した場合 交付した実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名
 5. 実包を交付された場合 交付された実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名
 6. 実包を消費した場合 消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所
 7. 実包を廃棄した場合 廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日
2. 法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、法第10条の5の2に規定する帳簿に当該実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。
3. 法第4条第1項第1号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、法第10条の5の2の帳簿を、最終の記載をした日から3年間保存しなければならない。

自宅に実包保管をされる皆様に

“実包と猟銃は別々の場所に保管してください。”

1. 保管に際しては「堅固な設備に収納し施錠すること。」(火薬類取締法施行規則第16条第5号)が必要です。
2. 盗難及び火災の防止には、十分留意してください。
3. 保管庫とは、ロッカー、金庫等の堅固で施錠できる設備をいいます。
実包保管庫の購入は、銃砲店・射撃場にご相談ください。
4. 自宅に保管できる最大数量は、次のとおりです。

(火薬類取締法施行規則第15条第1項の表)

貯蔵する火薬類	貯蔵数量
実包・空包	800個
火薬(無煙火薬・黒色火薬)	5 kg
銃用雷管	2,000個

5. 「射撃場・狩猟・有害鳥獣駆除及び指定管理鳥獣捕獲等事業」に出かける場合の注意点
 - ① 実包等は射撃場、狩猟、有害鳥獣駆除及び指定管理鳥獣捕獲等事業に出かける直前に保管庫から出してください。
 - ② 車で移動中等は、銃及び実包に覆いをかけ車外から見えないようにしてください。
 - ③ 射撃場及び猟場から帰宅したときは、銃及び実包は自宅の保管庫に収納してください。

***** 不用実包等の廃棄は火薬銃砲販売店(日火連広域認定販売店)にご相談ください。*****

【実包等譲受先及び主な消費場所】

実包等譲受先			
販売店名	住 所	電話番号	備考

実包等消費場所			
射撃場名・猟場名称	住所・猟場はメッシュ番号	電話番号	備考

【所持銃及び更新期間一覧表】

銃略記号	銃の名称（商品名）	銃番号	更新申請期間（誕生日の2ヶ月前から1ヶ月前）						
A			年	月	日	から	年	月	日まで
B			年	月	日	から	年	月	日まで
C			年	月	日	から	年	月	日まで
D			年	月	日	から	年	月	日まで
E			年	月	日	から	年	月	日まで
F			年	月	日	から	年	月	日まで
G			年	月	日	から	年	月	日まで
H			年	月	日	から	年	月	日まで

【講習会受講一覧表】

1. 猟銃等講習会 受講記録（交付年月日から3年間有効）

交付番号	交付年月日	次回受講予定
	年 月 日	年 月
	年 月 日	年 月

2. 技能講習会 受講記録（交付年月日から3年間有効）

交付番号	交付年月日	次回受講予定
	年 月 日	年 月
	年 月 日	年 月

※ 講習修了証明書・技能講習修了証明書は、更新申請日ではなく所持許可証の更新日（誕生日）まで有効でなければなりません。

実包管理帳簿（記載例）

【譲受別欄】 許可譲受：(キ) 無許可譲受：(ム) 有害鳥獣駆除：(ユ) 指定管理鳥獣捕獲等事業：(力)
 【目的欄】 標的射撃：(シ) 狩 猟：(リ) 有害鳥獣駆除：(ユ) 指定管理鳥獣捕獲等事業：(力)

年	月	日	摘 要	散弾実包・ライフル実包 適合実包 (12)			散弾実包・ライフル実包 適合実包 (20)			散弾実包・ライフル実包 適合実包 (30-06)			合計弾数 (個)	
				受	払	残	受	払	残	受	払	残		
														譲受別 許可番号
			前 葉 繰 越										800個以下	
3	10	3	〇〇銃砲火薬店	キ 〇〇〇	250									250
	10	4	△△射撃場 〇〇銃砲火薬店 射撃大会			シ A	100							150
	11	10	〇〇銃砲火薬店	ム ×××	75			ム ×××	30					255
	11	11	△△射撃場 狩猟期前 射撃練習			シ B	50							205
	11	12	無許可製造 (ハンドロード) より							ム ×××	50			255
	11	13	▲▲射撃場 狩猟期前 練習					シ C	20			シ D	20	215
	11	15	□□地域 (メッシュ番号) キジ2羽 カルガモ3羽			リ B	13							202
	12	20	◆◆地域 Aグループ 捕獲無し					リ C	2					200
4	2	15	◆◆地域 Aグループ シカ1頭									リ D	3	197
	7	14	〇〇銃砲火薬店 不要実包廃棄処理						8					189

所持銃の適合実包を記載する

使用銃は所持銃欄の略記号を記載可

注1 摘要欄は「受」の場合実包等の購入先、「払」は消費射撃場・猟場等を記入してください。
 注2 実包等譲受店名及び住所、射撃場名及び住所、猟場の名称及びメッシュ番号をあらかじめ【実包等譲受先及び主な消費場所】(2ページ)に記入してください。
 注3 射撃場で消費した実包の数量を証明できる「スコアカード等」を保存してください。

銃用雷管・獵銃用火藥管理帳簿

銃用雷管・猟銃用火薬 管理帳簿（記載例）

【譲受別欄】 許可譲受：(キ) 無許可譲受：(ム) 有害鳥獣駆除：(ユ) 指定管理鳥獣捕獲等事業：(カ)

年	月	日	摘 要	銃用雷管			雷管付薬莢			火 薬				
				受	払	残	受	払	残	受	払	残		
				譲受別 許可番号	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	譲受別 許可番号	(グラム)	(グラム)	(グラム)
			前 葉 繰 越											
3	11	1	〇〇銃砲火薬店	ム ×××	50		50				ム ×××	454		454
	11	2	ハンドロード ライフル実包 (30-06)			50	0	50	20	30			90	364
4	1	10	ハンドロード ライフル実包 (30-06)				0		30	0			137	227
4	23		〇〇銃砲火薬店	キ 〇〇〇	150		150				キ 〇〇〇	454		681
4	23		〇〇銃砲火薬店	ユ △△△	50		200							681
4	25		ハンドロード 散弾実包 (20番)			100	100	100	100	0			180	501
7	28		ハンドロード ライフル実包 (30-06)			50	50	50	30	20			137	364
				自宅保管2,000個まで			払出数量は実包等管理帳簿の 受入欄に転記すること。			自宅保管5,000グラムまで				

- 注1 摘要欄は「受」の場合、銃用雷管・猟銃用火薬の購入先、「払」はハンドロードを記入してください。
- 注2 猟銃用火薬類譲受店名及び住所をあらかじめ【実包等譲受先及び主な消費場所】(2ページ)に記入してください。
- 注3 無許可製造数量は1日100個以下です。

銃用雷管・猟銃用火薬 管理帳簿

【譲受別欄】 許可譲受：(キ) 無許可譲受：(ム) 有害鳥獣駆除：(コ) 指定管理鳥獣捕獲等事業：(カ)

年	月	日	摘 要	銃用雷管			雷管付薬莢			火 薬		
				受	払	残	受	払	残	受	払	残
				譲受別 許可番号	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	(個)	譲受別 許可番号	(グラム)
			前 葉 繰 越									
				自宅保管2,000個まで			払出数量は実包等管理帳簿の 受入欄に転記すること。			自宅保管5,000グラムまで		

注1 摘要欄は「受」の場合、銃用雷管・猟銃用火薬の購入先、「払」はハンドロードを記入してください。
 注2 猟銃用火薬類譲受店名及び住所をあらかじめ【実包等譲受先及び主な消費場所】(2ページ)に記入してください。
 注3 無許可製造数量は1日100個以下です。

猟銃等による事故防止のために、次のことを遵守して下さい。

【射撃場における安全射撃10則】

“正しいマナーで 楽しい射撃”

—指定射撃場内では、管理者・指導員の指示に従い、事故防止に努めましょう—

- 1 銃を手にしたときは、まず実包が装てんされていないか確認すること。
- 2 銃口は、絶対に人のいる方向に向けないこと（矢先の安全確認の励行）。
- 3 射台又は指定された場所以外では、銃を構えないこと。
- 4 跳弾のおそれのあるものに向けての発射は、絶対にしないこと。
- 5 射撃する場合以外は、用心金の中に指を入れないよう習慣づけること。
- 6 射台に入り発射できる状況まで、実包を装てんしないこと。
- 7 射台を離れる時は、必ず脱包し、実包が装てんされていないことを確認する。
- 8 不発弾は、慎重に取り扱い、適正な処置を行うこと。
- 9 実包の貸し借りは、絶対にしないこと。(火薬類取締法違反になる。)
- 10 射撃場内で銃を携帯し、又は銃架に置くときは、必ず機関部を解放しておくこと。

(一般社団法人 全日本指定射撃場協会「猟銃等取扱いの知識と実際」より)

狩猟事故の三大原因

…その防止と心がまえ…

- 1 **脱包の励行**
装填は、発射直前、脱包は、発射の機会が遠のいた直後に行う。
- 2 **矢先の安全確認**
猟野の地形、農林業者の有無、同僚の位置等に常に留意すること。
- 3 **転倒・転落に注意**
猟野には急坂、凸凹があり、転倒し易いので、履物等に十分注意する。

(一般社団法人 大日本猟友会「狩猟事故例集」より)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第38条 日出前及び日没後は、銃猟をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

緊急時連絡先一覧	
緊急連絡先	電 話 番 号
警 察 署	()
銃 砲 販 売 店	()
	()
	()
	()
	()

実 包 等 管 理 帳 簿

(不 許 複 製)

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
〒106-0041

東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル3F

T E L 03-5549-9041

F A X 03-5549-9042

URL <http://www.nikkaren.jp/>